

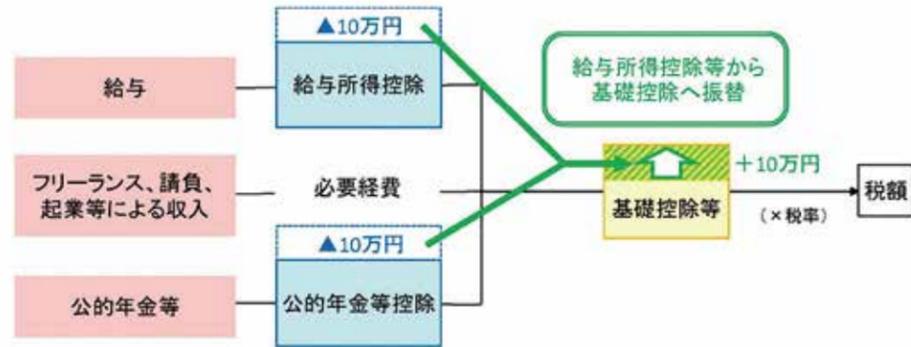
# 令和3年度の個人住民税(市・県民税)の改正について(前編)

令和3年度(令和2年1月1日から令和2年12月31日の期間に得られた収入)の市・県民税から適用される税制改正の主な内容について、今月と来月の2回にわたってお知らせします。

問い合わせ 税務課 市民税係(☎内線330・331・336)

## 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

働き方の多様化をふまえ、特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、収入の種類にかかわらず適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。



### 1.基礎控除の改正

- 基礎控除額が10万円引き上げられます。
- 前年の合計所得金額が2,400万円を超える所得割の納税義務者については、その前年の合計所得金額に応じて控除額が削減し、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除の適用はできません。

#### 基礎控除額の改正前と改正後

前年の合計所得金額	改正前	改正後
2,400万円以下	33万円	43万円
2,400万円を超え2,450万円以下	33万円	29万円
2,450万円を超え2,500万円以下	33万円	15万円
2,500万円を超える	33万円	適用なし

### 2.給与所得控除の改正

- 給与所得控除額が10万円引き下げられます。
- 給与所得控除の上限額が適用される給与などの収入額が1,000万円から850万円に引き下げられ、その上限額が220万円から195万円に引き下げられます。なお、子育て世代や介護世帯には負担が生じないよう、別途措置が講じられます(後述の「4.所得金額調整控除の創設」をご確認ください)。

#### 給与所得控除額速算表(改正前と改正後)

給与等の収入金額	改正前	改正後
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超180万円以下	その収入金額の40%	その収入金額の40% - 10万円
180万円超360万円以下	その収入金額の30% + 18万円	その収入金額の30% + 8万円
360万円超660万円以下	その収入金額の20% + 54万円	その収入金額の20% + 44万円
660万円超850万円以下	その収入金額の10% + 120万円	その収入金額の10% + 110万円
850万円超1,000万円以下	その収入金額の10% + 120万円	195万円
1,000万円超	220万円	195万円

### 3.公的年金等控除の改正

- 公的年金等控除額が10万円引き下げられます。
- 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額については、195万5千円が上限とされます。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下の場合には10万円が、2,000万円を超える場合には20万円が、見直し後の控除額から引き下げられます。

#### 65歳未満の公的年金等控除額速算表(改正前と改正後)

公的年金等収入金額(A)	改正前	公的年金等控除額		
		改正後		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
130万円超410万円以下	(A)の25% + 37万5千円	(A)の25% + 27万5千円	(A)の25% + 17万5千円	(A)の25% + 7万5千円
410万円超770万円以下	(A)の15% + 78万5千円	(A)の15% + 68万5千円	(A)の15% + 58万5千円	(A)の15% + 48万5千円
770万円超1,000万円以下	(A)の5% + 155万5千円	(A)の5% + 145万5千円	(A)の5% + 135万5千円	(A)の5% + 125万5千円
1,000万円超		195万5千円	185万5千円	175万5千円

#### 65歳以上の公的年金等控除額速算表(改正前と改正後)

公的年金等収入金額(A)	改正前	公的年金等控除額		
		改正後		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
330万円超410万円以下	(A)の25% + 37万5千円	(A)の25% + 27万5千円	(A)の25% + 17万5千円	(A)の25% + 7万5千円
410万円超770万円以下	(A)の15% + 78万5千円	(A)の15% + 68万5千円	(A)の15% + 58万5千円	(A)の15% + 48万5千円
770万円超1,000万円以下	(A)の5% + 155万5千円	(A)の5% + 145万5千円	(A)の5% + 135万5千円	(A)の5% + 125万5千円
1,000万円超		195万5千円	185万5千円	175万5千円

\*年齢区分は、課税年度の1月1日(賦課期日)時点での判定です。

### 4.所得金額調整控除の創設

以下に該当する場合は、所得金額調整控除が給与所得から控除されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
  - 特別障害者に該当するもの
  - 年齢23歳未満の扶養親族を有するもの
  - 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有するもの
- 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

(1)に該当	{給与等の収入金額(1,000万円を超える場合には1,000万円) - 850万円}の10%
(2)に該当	{給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度) - 10万円}
両方に該当	(1)の控除後の金額から(2)の金額を控除